

雇児総発 1 1 1 9 第 1 号  
平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市  
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

### 児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童虐待対策は、社会全体が児童虐待の防止に向けた共通認識を持って対応することが重要であり、厚生労働省では、11月を児童虐待防止推進月間と定め、集中的に、国民に対して児童虐待防止意識の醸成、通告義務及び通告先等について周知・徹底に努めているところである。

本年度においては、これまでにポスター、リーフレット、児童相談所全国共通ダイヤル紹介カードを作成・配布しており、これらに加えて、政府広報においても様々な媒体を使った広報を予定しているところである。

また、これら一連の広報・啓発により児童相談所等への児童虐待の通告や相談が促進されることが期待される所であり、児童の安全確認等の通告への対応に万全を期すとともに、通告者及び通告内容の情報管理についても改めて児童相談所職員等児童虐待通告に係わる職員に対して徹底することを願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

### 記

#### 1 児童虐待の通告があった児童の安全確認の徹底について

児童虐待の通告があった児童の安全確認については、繰り返し徹底をお願いしているところであるが、先般、平成22年9月30日付雇児総発0930第2号本職通知「「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について」においても虐待通告時の対応の基本事項や安全確認における基本事項等について通知しており、これらを参考として適切な対応をお願いする。

## 2 通告者及び通告内容等の情報管理について

児童虐待の通告経験者から、「通告した際に、担当者から通告したことが相手に分かることがあるが、それでも良いのか。」と言われて困惑したとの声が聞かれることから、通告への対応の基本に立ち返って、改めて次に留意した対応をお願いします。

### (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）（以下「児童虐待防止法」とする。）の第7条について

① 児童虐待防止法第7条は、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。

② この規定は、児童虐待を通告しようとする者が、虐待を行っている保護者等に対して通告をしたことが漏れることにより通告を躊躇するおそれがあることから、児童虐待に係る通告を促進するために置かれたものである。

ここでいう「当該通告をした者を特定させるもの」とは、通告をした者の氏名や住所のみならず、通告のあった時間や当該虐待を目撃した時間・場所など、児童虐待をしている保護者等がその情報を知った場合に通告した者を特定しうる情報も含むものである。

一方、児童虐待を受けた児童の保護のためには、通告を受けた児童相談所等が、市町村、警察、学校及び保健所等の関係する他機関と情報を共有する等、密接な連携を行い、児童虐待の再発防止に努めることが重要である。この規定は、職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるようなものを漏らすことによって通告促進が妨げられることを防止するための規定であり、関係機関の連携を妨げるものではない。

### (2) 地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）の第34条において「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定されていることにも留意すること。

(参考)

○ 今後の広報予定について（平成22年11月以降）

1 厚生労働省における広報予定

(1) 児童委員自己紹介用名刺型リーフレット

児童委員の一斉改選（平成22年12月1日）に合わせて、児童相談所全国共通ダイヤルの項目も追加したリーフレットを作成、今月中に全国に発送を予定している。

(2) 民間企業との連携によるポスター・リーフレットの作成・配布

映画会社との連携により、映画の主演者の画像を使用した児童相談所全国共通ダイヤル0570-064-000を周知するためのポスター・リーフレットを作成し、年内に全国に発送を予定している。

2 政府広報予定（主なもの）

(1) テレビスポットCM

民放5局において、相談編と通告編の2種類の広報CMを11月22日（月）～12月5日（日）まで放送を予定している。

(2) 新聞記事広告

11月23日（火）の朝刊において、児童相談所全国共通ダイヤル0570-064-000の周知を図るとともに通告や相談を喚起する広告の掲載を予定している。

(3) ラジオスポット

民放3局において、通告や相談を喚起するメッセージを11月15日（月）～12月3日（金）まで放送を予定している。

(4) 政府インターネットテレビ

政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」において、育児に悩むお母さん方への子育て支援サービスの紹介や、児童虐待の早期発見のための市区町村や児童相談所への通告の大切さを解説した番組を11月11日（木）から1年間放送する。